壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間（通常火災終了時間が四十五分間未満である場合にあつては、四十五分間。以下この号において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根（軒裏を除く。）		三十分間
階段		三十分間

ロ　壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ　外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二　第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

（延焼防止上有効な空地の技術的基準）

第百九条の六　法第二十一条第一項ただし書の政令で定める技術的基準は、当該建築物の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が、当該各部分の高さに相当する距離以上であることとする。

第百十条第一号イの表壁の項中「同じ。）」の下に「（特定避難時間が四十五分間未満である場合にあつては、四十五分間。以下この号において同じ。）」を加え、同表屋根（軒裏を除く。）の項中「（特定避難時間が三十分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。）」を削り、同号ロ中「除き、延焼のおそれのある部分に限る」を「除く。以下このロにおいて同じ」に、「の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、」を「及び屋根の軒裏（いずれも」に改め、同号ハ中「外壁の」を「外壁（」に、「の部分」を「の部分に限る。）」に改める。

第百十条の二第一号中「第八十六条の四第一項各号」を「第八十六条の四各号」に改める。

第百十条の三の次に次の二条を加える。

（警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途）

第百十条の四　法第二十七条第一項第一号の政令で定める用途は、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）とする。

（警報設備の技術的基準）

第百十条の五　法第二十七条第一項第一号の政令で定める技術的基準は、当該建築物のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。）で火災が発生した場合においても、有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該建築物の各階に報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる警報設備が、国土交通大臣が定めるところにより適当な位置に設けられていることとする。

第百十二条第一項中「建築物又は」を「建築物」に、「建築物で」を「建築物又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で」に改め、「（第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「階段室」を「階段室の部分等（階段室」に改め、「含む。）」の下に「をいう。第十三項において同じ。）」を加え、同条第十五項中「、法第二条第九号の二ロ」を「、同号ロ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「から第四項」を「、第三項から第五項」に、「第十二項」を「第十七項」に、「第五項若しくは第八項」を「第六項若しくは第九項」に、「第九項本文若しくは第十項本文」を「第十項本文若しくは第十五項本文」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「から第五項まで、第八項」を「、第三項、第四項、第九項」に、「及び第五項、第八項又は第九項」を「、第六項、第九項、第十項又は第十一項本文」に、「防火設備は」を「防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定による区画に用いる戸は」に改め、同項第一号中「第二項若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第四項、第八項」を「第九項」に、「又は第八項若しくは第九項」を「、第九項、第十項若しくは第十一項本文」に改め、「規定する防火設備」の下に「、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定による区画に用いる戸」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項中「から第四項」を「若しくは第三項から第五項」に、「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「前項」を「第十項」に、「法第二条第九号の二ロに規定する防火設備に」を「同号ロに規定する防火設備に」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項本文中「特定避難時間倒壊等防止建築物」を「第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物」に、「住戸の部分（住戸の」を「竪穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその」に改め、「に限る。）」を削り、「階段の部分」の下に「（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）」を加え、「（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）」を「をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分とその他」を「当該竪穴部分以外」に、「除く。）とを」を「除く。次項及び第十二項において同じ。）と」に改め、同項ただし書中「建築物の部分」を「竪穴部分」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　三階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。）の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（前項に規定する建築物を除く。）の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の竪穴部分については、当該防火設備に代えて、十分間防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第十八項において同じ。）で区画することができる。